

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書 概要

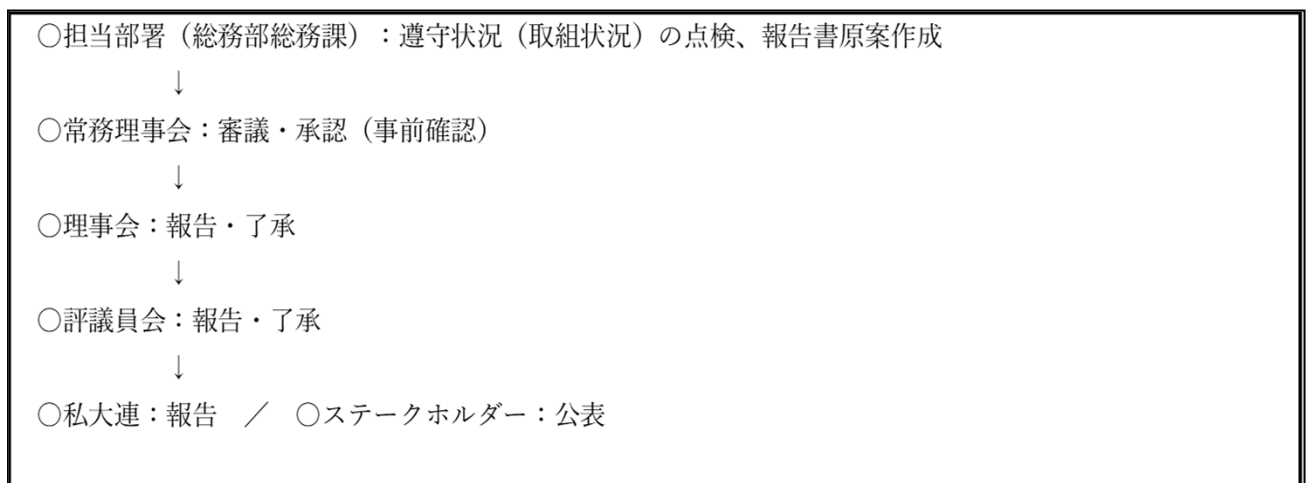
1. 法人名等

法人名	学校法人國學院大學
法人代表者	佐柳正三
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	03-5466-0111

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1 - 1	「遵守」
		1 - 2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2 - 1	「遵守」
		2 - 2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3 - 1	「遵守」
		3 - 2	「遵守」
		3 - 3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4 - 1	「遵守」
		4 - 2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 本法人では、平成14年度より5カ年の刻みで法人としての中期計画を策定し、以降20年にわたり事業の推進に取り組んでいる。現在は、令和4年度から始まった新たな5カ年に係る中期計画を策定している。また本計画を確実に実行していくため、KPIを用いて数値的に進捗管理を行い、毎年度の事業計画と事業報告書を作成し、法人Webサイトで広く公表している。このことにより、学校法人全体のみならず、幅広いステークホルダーに対し、理解を得られるようにしている。 中期計画： https://all-kokugakuin.jp/5years/ 事業計画書・事業報告書： https://all-kokugakuin.jp/about/business/

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人では、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、「学校法人國學院大學内部統制システム整備の基本方針」を策定している。業務を執行する理事の担当業務は、「学校法人國學院大學理事職務権限規程」に基づき明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図っている。監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、「学校法人國學院大學監事監査規程」に基づき、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行っている。監事には、常勤監事1名、非常勤監事2名を選任し、監査業務の適正性を確保するための体制を整備している。また、監事会を開催し、監事間の連携だけでなく、理事長のほか、業務執行理事との間で、経営に必要な意見交換を行っている。さらに、理事及び評議員の構成においても、理事15名中6名を外部理事とし、評議員38名中26名を外部評議員とするなど、外部人材が法人の経営に多くの意見を述べることにより、本法人の運営に関して建設的な協働体制が確立されている。</p> <p>学校法人國學院大學内部統制システム整備の基本方針： https://all-kokugakuin.jp/about/crisis-management/ 学校法人國學院大學監事監査規程： https://all-kokugakuin.jp/wp-content/uploads/kokugakuinkanjikansakitei9.pdf</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人が会計年度ごとに策定する事業計画は、設置校ごとに策定しており、具体的な到達目標と達成に向けて必要不可欠な行動計画を示し、事業実施単位ごとに進捗管理を行っている。また、これらの目標・行動計画はWebサイトにて公表している。中期計画、事業計画は経営資源と計画とが連動することを踏まえ、経営資源の配分を明確に定めている。大学、短期大学のいずれも、3つのポリシーを掲げ、定期的な見直しを行っている。「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェックについては、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みを表すナンバリングリストの見直しを行い、当該見直しを通じて確認し、それぞれの方針の実質化を図っている。「入学者受入れ方針」は、「求める人材、期待される入学者像」「入学者選考の観点」「入学前に身につけるべき教科・科目」の3項目について、学部・学科の特性に基づき具体的に示している。「入学者選考の観点」では、学力の3要素に対応した当該学部・学科が入学者に求める観点を、各入学制度の各選考方法（書類選考、面接試験、小論文試験など）と対照させ、相対的な重要度を一覧表にしている。また、「入学前に身につけるべき教科・科目」として、当該学部で特に重視する入学前の学習歴や学力水準を、科目名を挙げて明確に示し、入学者選抜との整合性を毎年確認しながら、方針と制度の見直しを図っている。入学時学力診断や、入学後に学年進行に応じたGPAの検証を行い、本学での学びに適う学力を有した入学者選抜になっているかを入試

制度ごとに検証し、学校推薦型選抜のうち指定校制推薦に関しては、当該校からの入学者を追跡調査し、検証することで、毎年指定校の見直し、入れ替えを行っている。教育活動については、教育開発推進機構教育開発センターにて授業評価アンケート等を分析し、その結果を用いた教育改善に努めるとともに、計画的にFD・SD活動を推進し、授業改善のほか、教職員の資質・能力の向上を図っている。リカレント教育については、正規課程における資格取得のための科目等履修生の受入れのほか、生涯学習については、公開講座委員会において、社会人の関心が高い実学に関する講座の実施方針や計画について検討を行い、策定している。留学生の受入れ・派遣に関しては、協定校ネットワーク構築の基本方針及び国際交流に関する基本方針に基づき、大学における意義付けを明確にしている。

事業計画書・事業報告書：

<https://all-kokugakuin.jp/about/business/>

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>大学においては、平成30年度に大学の諸活動に関する方針の一つとして「社会貢献・地域連携に関する方針」を定めている。その内容は「大学は、建学の精神に基づき、学術の拠点として教育・研究成果を広く社会へと還元する。また、地域住民、行政、企業、NPO等との協働によって、地域コミュニティの活性化、地域文化の継承・発展に貢献する」と明示している。キャンパス所在地である東京都渋谷区、神奈川県横浜市との包括連携協定に基づき、平成23年度からは研究事業「渋谷学」を展開し、渋谷に関する研究を学部横断型の一つの学際研究事業として推進している。また、平成21年度にたまプラザキャンパスに開設した人間開発学部においては、地域ヘルスプロモーションセンターを設置しており、幼児から高齢者までを対象とした健康づくりプログラムの考案・企画・実施・検証を積み重ねている。さらに令和4年に開設した観光まちづくり学部では、観光を基軸とした持続可能な魅力ある地域づくりに貢献する組織として、地域マネジメント研究センター（略称：CMI）を設置し、地域の観光まちづくりの実践者を招いて開催するフォーラムなどを通して、地域の活性化への学びや気づきを参加者に提供している。短期大学部においては、平成28年度に短期大学部・滝川市・滝川商工会議所の三者間による地域連携協議会を設け、滝川市地域の活性化に対する協議の場としている。またコミュニティ・カレッジセンターを中心としたボランティア活動に加え、令和元年度には地域活性化委員会を設置し、地域と緊密な関係を構築している。</p> <p>大学の研究活動においては、「研究教育開発推進に関する指針」を定め、研究教育における成果を広く社会に還元するとともに、研究教育の質的向上を不断に図り、具体的施策を立案・実施・検証する体制を構築し、その推進にあたることを宣言している。また研究関連規程を制定し、公的資金の厳正かつ適正な運営・管理を図り、研究倫理を醸成するための体制を整備している。さらに令和6年には、「國學院大學研究インテグリティの確保に関する規程」を制定し、国際的にも信頼性のある研究環境を構築している。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 3 - 1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>令和5年度の監事改選に伴い新たに3名の監事を迎え、うち1名は常勤監事とするとともに、非常勤の監事2名は公認会計士、税理士資格を有するなど、適切な監査を実施することができる体制を整えている。監事は、監事監査規程及び監査計画に基づき、財務部からの情報提供を得て、期中監査、期末監査を実施するとともに、法人設置校への実地監査に際して業務監査まで踏み込んで行い、監査報告書を通じて理事会及び評議員会へ報告している。監事は理事会及び評議員会への出席により、適宜意見を述べ、常勤監事は常務理事会にも出席し、適宜意見を述べているほか、監事会を開催し、監事間の連携だけでなく、理事長のほか、業務執行理事との間で、経営に必要な意見交換を行っている。また、評議員会の決議によって会計監査人を選任し、監事、会計監査人、内部監査室による情報共有及び連携を図り、監査機能の充実に努めている。</p> <p>監事を選任については、監事候補者選定委員会による提案に基づき、理事会が候補者を選定し、評議員会の決議によって選任している。</p>

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人は、法令等の遵守に係る基本方針（コンプライアンス基本方針）を定め、法人Webサイトにて公表している。また、理事長を議長として、業務執行理事による常務理事会を毎週開催しており、法人運営に影響を及ぼす法改正や損害を及ぼすおそれのある事業については、常務理事会においていち早く審議し、寄附行為に従い、理事会に上程することとなっている。法改正のうち、本法人に影響が生じる事案（近年では、私立学校法、民法、個人情報保護法等の改正）に対応し、法人内の教職員に対する研修を適宜行うなど、コンプライアンスを重視する体制を整備している。加えて、法人のブランドを毀損する事態に備え、定期的に役員や管理職を対象とした広報危機管理研修を行うなど、想定されるリスクへの対応を図っている。また、法人内の業務上の不正や業務の停滞を防ぐことを目的として分掌規程を整備するとともに、各部局において分掌規程に基づく業務配分をし、必要に応じて分掌の変更を図るなど、事務職員の職務の適正化にも努めている。役員報酬については、「役員の報酬等の支給の基準」を法人ホームページにて公開し、当該基準に従って支給するほか、教職員の給与については、給与規程に基づいて支給するなど、報酬の透明化を図っている。</p> <p>本法人では、理事長の下に内部監査室を設置し、専従する職員を配置している。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、法人全体の業務執行の合理性及び妥当性を検証し、本法人の経営の効率化と社会的信頼性を保持するため、内部統制の機能強化を図っている。また、「公益通報に関する規程」を整備し、法人事務局を窓口として、法令違反が疑われる事象の通報ができる体制を整えてきたが、令和5年度に当該規程の改正を行い、外部窓口に対しても通報できる体制を整えた。法令遵守を徹底するため、複数の顧問弁護士と契約を締結し、それぞれの専門性に依じた相談体制を整えている。</p> <p>コンプライアンス基本方針： https://all-kokugakuin.jp/about/governance/</p>

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人は、「情報開示規程」を整備し、社会に公開する情報の内容、公開の対象、公開の方法等の基準を定めており、経営に関する重要な情報等については、理事会及び評議員会において報告を行ったうえで、法令に則り、法人Webサイト・学報・冊子媒体において必要な情報を積極的に発信している。とりわけ、中期計画、事業計画及び事業報告、財務情報については、グラフ・図表を用いてステークホルダーが理解しやすいよう、見せ方を工夫して発信している。中期計画と単年度の事業計画は関連付けられており、中期計画の年度ごとの計画が事業計画となり、この進捗状況を事業報告として公表している。大学基準協会による認証評価結果、外部評価委員による外部評価結果についてもWebサイトに公表し、運営の透明性を図っている。令和3年度に設置した法人出資の事業会社である株式会社アローズ・ケイ・渋谷についても法人Webサイトに掲載し、事業会社のWebサイトへ簡易に移行できる体制を整えている。Webサイト等の情報については、法人の下に設置された広報会議、各機関の広報委員会、ホームページ運営委員会において随時監視を行い、公開された情報の最新性、適格性に留意するとともに、学内外の者からの意見を反映し、閲覧者のアクセシビリティなども随時確認し、改善している。</p> <p>事業計画書・事業報告書： https://all-kokugakuin.jp/about/business/</p> <p>認証評価： https://www.kokugakuin.ac.jp/about/efforts/p12</p>

基本原則「4．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、理事会を法人の最高意思決定機関とし、業務執行理事による常務理事会を毎週開催している。業務執行理事は分担範囲及びガイドライン（令和8年2月常務理事会にて改正）に基づいて、理事会で決定すべき基本的経営方針、理事会に付議すべき重要事項及び法人の業務処理について審議を行うとともに、法人の運営に必要な事項の情報共有を行っている。業務の執行については、業務執行理事が分担範囲に基づいて各機関長に指示を行う。機関長は執行の責任を負い、担当理事が状況の確認を行って常務理事会へ報告を行っており、中期計画に基づく執行状況を進捗管理システムにて管理している。常務理事会に上程すべき内容については、教学部門においては、大学の学部長会、短期大学の教授会等において十分な審議がなされたうえで常務理事会へ上程され、理事会における適切な経営判断の妨げとならないよう、事前精査を行っている。理事及び評議員に対しては、寄附行為に基づき、理事会及び評議員会の開催7日前までに資料を事前送付し、十分な事前検討時間を担保している。理事15名中6名を外部理事とし、評議員38名中26名を外部評議員とするなど、外部人材が法人の経営に多くの意見を述べることにより、運営の透明性を確保する体制を整えている。理事会及び評議員会において決定した事項については、教職員それぞれの会議体において伝達するとともに、情報共有サイトにて資料の共有が図られている。

本法人は神道精神に基づく教育を行っている。神道精神とは「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」と解釈しており、端的に言うとは者を尊重する精神である。換言すると、ステークホルダー全体の人権を尊重し、教職員全体それぞれが優位とする個性や能力を発揮できるよう人員配置や研修制度を整えている。

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

<p>遵守状況</p>	<p>「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
<p>遵守原則の遵守状況に係る説明</p>	<p>本法人では、5ヵ年の刻みで策定している中期計画に掲げる各戦略を実現するため、また学校法人としての持続性を保持するため、財務面で基本方針としている「資金の安定確保」と「資金の効果的使用」を明確に定めた予算編成方針を毎年度策定するとともに、執行にあたっては、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成している。また、各年度の決算資料のほか、監事による監査報告書を法人Webサイトで広く公表している。なお、公表にあたっては、会計帳簿のみだけでなく、毎年度作成している事業報告書内で、「財務の概要」として理解容易性や明瞭性に留意した情報を開示している。また、財政基盤の安定化の一つとして、寄附の重要性に鑑み、設置校に対する寄附金を法人にて一括で受け付けている。一般寄附として、目的に応じた「学生・生徒等の奨学基金」、「学生・生徒等の活動支援」、「教育・研究振興支援」、「施設・設備充実支援」の4種類を設けている。特に近年では、スポーツ強化部会の活躍により、各ステークホルダーからの共感を得ており、結果として寄附募集が増加するという好循環が生み出されている。このほか、本法人設置の背景と密接に関連する神社界との連携を保ち、本法人のサポーターとしての役割を担う「協議員」制度を設け、全国の主要な約450社の神社の神職に1口2万円の協議員寄贈金を納めていただき、支援をいただいている。寄附の状況はすべて稟議を行い、理事長等へ回付されるほか、教育充実資金（維持費）については、年間複数回、募集状況を常務理事会において報告しており、帰属収入に対する寄付金の割合を確認している。「科学研究費助成事業」については、中期計画に基づき各種支援策を講じることにより、採択数・交付額の一層の増加を目指している。補助金の重要性を理解するために、すべての事務局職員が基礎力を身に付ける</p>

研修内容に補助金に関する項目を設けることにより、学校法人における補助金を含めた外部資金の位置付けと重要性を認識させる機会を定期的に提供している。社会連携・地域連携については、キャンパス所在地である自治体や地元自治体企業のほか、法人運営に関連の深い神社界との連携により、キャンパス所在地以外の自治体とも包括連携協定を締結している。高大連携については、高大連携協定校を順次増加させ、入学者確保の観点だけでなく、経営面、学生の就職面等様々な面において連携を深めている。危機管理体制については、東日本大震災を機に、大学内に防災センター要員講習を受講した職員からなる告示班長会議を設置し、防災マニュアルの策定、防災訓練の実施を行い、BCP（事業継続計画）を策定するなど、教職員への啓発活動を行っている。そのほか、危機事象発生時の広報マニュアルを整備し、役教職員に対する危機管理研修会を実施しているほか、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を導入し、個人情報漏えい、ハラスメント事案に対する対応や防止研修を実施することにより、危機事象による影響を最小限に抑制する体制を整えている。

監査報告書：

<https://all-kokugakuin.jp/about/financial/>

事業計画書・事業報告書：

<https://all-kokugakuin.jp/about/business/>